

I. 重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業

様



株式会社 meamakamae

デイサービスセンター はな畑

〒254-0002 平塚市横内 3115

TEL: 0463-51-4151

FAX: 0463-51-4153

I. 重要事項説明書 (介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業)

利用者に対する介護予防・日常生活総合事業（以下 総合事業）における第1号通所事業を提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所名	デイサービスセンター はな畑
事業主体	株式会社 meamakamae
主たる事務所の所在地	神奈川県平塚市横内3115番地
介護保険事業所番号	1492000581
電話番号	0463-51-4151

2 事業所の職員体制

事業所の主な従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1名	常勤専従職員 1名
生活相談員	2名	常勤兼務職員 2名
介護職員	3名	常勤兼務職員 2名 非常勤兼務職員 1名
機能訓練指導員	3名	常勤兼務職員 2名 非常勤兼務職員 1名
看護師	1名	非常勤兼務職員 1名

3 営業時間と定員、単位

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時25分～午後4時30分
定員	10名
単位	1単位
区分	地域密着型通所介護

4 利用料

(1) 総合事業における第1号通所事業

通所型独自サービス1	事業対象者		
	要支援1	1月	1,798単位
	1月の中で全部で4回までのサービス	1回	436単位
通所型独自サービス2	事業対象者		
	要支援2	1月	3,621単位
	1月の中で全部で8回までのサービス	1回	447単位
加算等	サービス提供体制強化加算Ⅲ		
	事業対象者・要支援1	1月	24単位
	事業対象者・要支援2	1月	48単位
	科学的介護推進体制加算		
	事業対象者・要支援1・要支援2	1月	40単位
	※介護職員等処遇改善加算Ⅱ	次項参照	

上記単位数に地域加算として〔10.45〕を乗じた金額の算定し、その金額の1割から3割をご負担頂きます。〔10.45〕は平塚市（5級地）の地域単価です。

※介護職員等処遇改善加算は、総単位数×サービス種別加算率（9.0%）×地域単価（10.45）

また介護保険からの給付額に変更が生じた場合、変更額に合わせて負担額を変更します。

（2）介護保険給付外サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業給付外サービス

種 類	内 容	利用料
食事の提供	・ご利用者に提供する食事（昼食）の食材費・調理コストにかかる費用です。	・ 昼食1回につき 850円
オムツ等	・ 紙おむつ型 ・ パンツ型 ・ 尿取りパット	・ 1枚 150円 ・ 1枚 160円 ・ 1枚 40円
教養娯楽費	・ クラブ活動等の材料費	・ 実費（1回50円～100円程度）
日常生活品費	・ 生活に必要な物品等（歯ブラシ・歯磨き粉等）	・ 実費
学習療法費	・ 公文教材費（希望者のみ）	・ 月額 2,200円／月

5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。
避難訓練	別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を行います。
防火管理者	勝俣 慶子
防災設備	避難階段 2箇所 誘導灯 2箇所 屋内消火器 あり 自動火災報知機 あり

6 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時30分 土日 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 0463-51-4151 FAX 0463-51-4153 面接 場所 デイサービスセンター はな畑 苦情・相談受付担当者：施設長・管理者
平塚市役所 介護保険課	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時 ご利用方法 電話 0463-23-1111（代表） 0463-21-8790（介護保険課） FAX 0463-21-9602 受付担当：平塚市役所 介護保険課
神奈川県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 045-329-3447 0570-022110（苦情専用） 受付担当：神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

7 事故発生時の対応

利用者に対する総合事業における第1号通所事業の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡をし、必要な処置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、利用者に対する総合事業における第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、生じた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

8 身体拘束について

事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

9 虐待防止について

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止する為に高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果を従業者に周知します。他、指針の整備、定期的な研修を実施します。

サービス提供中に当該従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10 ハラスメント対策について

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において利用者や従業者から行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えないものにより、従業者の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じます。

11 BCP 業務継続計画の策定

事業者は、感染症又は非常災害発生時において、利用者に対する継続的なサービスの提供を実施する為のBCP業務継続計画を策定し、当該BCP事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

事業者は、従業者に対しBCP業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

12 感染症対策について

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共にその結果について従業者に周知徹底を図ります。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備、研修及び訓練を実施するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 神奈川県平塚市横内3 1 1 5 番地
事業者名 株式会社 meamakamae
代表者氏名 代表取締役 勝俣 慶子 印
(事業所名 デイサービスセンター はな畑)

本書面に基づき重要事項説明書の説明を行いました。

説明者 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

住 所 _____
利用申込者又は家族
氏 名 _____ 印